

たんぽぽ舎です。【TMM:No4035】

2020年9月23日(水)地震と原発事故情報-

6つの情報をお知らせします

転送歓迎

★1. 東海第二原発(日本原電)の2022年12月再稼働を止めよう!

-9/18銀座キラキラデモの準備と横断幕・のぼり旗

浜島高治(たんぽぽ舎運営委員)

★2. さようなら原発首都圏集会(日比谷-銀座デモ)に連帯して

9/18(金)茨城県牛久市で8名が駅前でスタンディング

柳田真(たんぽぽ舎共同代表)

★3. 連載「権利に基づく闘い」その10

新型コロナ第三波では休業補償の義務化が必要

休業補償は財産権(営業権)侵害に伴う営業補償であり、

憲法29条に基づく。

公権力は憲法29条を恣意的に運用している

憲法を活かして権力と闘うことが国民主権の鍵

熊本一規(明治学院大学名誉教授)

★4. 国民の命を支える穀物種子を企業に明け渡す

「種苗法」改定案に反対

安田節子(食政策センター・ビジョン21)

★5. 処理水巡り意見書可決 7市町村議会

大気や海洋への放出に反対

福島市、田村市、下郷町、檜枝岐村、磐梯町、

猪苗代町、中島村…ほか

メルマガ読者からの原発等情報3つ(抜粋)

黒木和也(宮崎県在住)

★6. 雑誌の見出しより2つ

◆徹底取材 新総理で誰が笑うのか 菅義偉「親密企業」が

469億GOTOイート受注

出馬表明直後から株価急騰 IT創業者から献金

「助言したらパッと採用」経済ブレーンは竹中平蔵

(「週刊文春」9月24日号より見だし)

◆「管総理」の裏街道

河井案里に1億5000万円投下の“首謀者”

官房長官 石破の処遇という試金石

番犬は伊藤詩織さん事件もみ消しの次期警察庁長官

(「週刊新潮」9月24日号より見だし)

----- 「」
L■3. 連載「権利に基づく闘い」その10

| 新型コロナ第三波では休業補償の義務化が必要

| 休業補償は財産権(営業権)侵害に伴う営業補償であり、
| 憲法 29 条に基づく。
| 公権力は憲法 29 条を恣意的に運用している
| 憲法を活かして権力と闘うことが国民主権の鍵
|————— 熊本一規 (明治学院大学名誉教授)

◎ 新型コロナ第二波は収束に向かっていたものの、最近では感染者が漸増しています。秋になりましたので、このまま第三波に入るかもしれません。第三波に入れば、インフルエンザ等特措法を改正し、休業補償を義務化することが必要とされています。

実は、第二波までの休業要請も補償とセットにしなければならなかったのですが、財政支出を嫌がる国がごまかしてきたのでした。

しかし、事業者の経済苦は第二波までで限度に達しており、これ以上ごまかすことができなくなっているのです。

◎ 憲法 29 条は公権力による財産権侵害には「正当な補償」が必要であることを規定しています。休業補償は「財産権(営業権)の侵害」に伴う「営業補償」にあたります。

営業権を持つ営業の典型的なものは、「免許や許可を受けた営業」及び「財産的価値があり取引の対象となる営業」とされています。* 1

ところが、そのいずれにも当たる築地市場の仲卸業者等には、豊洲移転の際に営業補償は一切支払われませんでした。「営業許可」を廃止する卸売市場法・卸売市場条例の改悪に際しても同様でした。

◎ 他方で、都市計画道路の拡幅によって店舗が廃業や休業を余儀なくされる場合には、営業権を持つか否かの吟味を経ることなく、必ず営業補償が支払われています。

第二波までの休業要請や築地市場の移転の際には営業補償が支払われず、都市計画道路の拡幅の際には必ず営業補償が支払われるのは何故でしょうか。

理由は簡単です。後者の場合には、営業補償を支払わなければ道路予定地での営業が続けられ、公共事業実施が物理的に不可能になるからです。埋立・ダム等の場合に必ず漁業補償が支払われるのも、漁業補償を支払わなければ、漁業を続けられて事業が実施できなくなるからです。

◎ 要するに、公権力は、補償を払わなくても公権力が困らないか否かを基準として補償を支払ったり無視したりしているのです。

これは本来おかしいことです。憲法 29 条に基づけば、事業実施が困難になろうとなるまいと、公権力による財産権侵害には必ず補償されなければならないのです。

◎ 以上のように、現実には憲法 29 条が恣意的に運用されているのは、国民が憲法の恣意的運用に気づかなかつたり、気づいても黙認したりしているからです。

大臣や国会議員等の憲法尊重擁護義務を規定した憲法 99 条が無視され、首相によって改憲が主導されるような事態がまかりとおっているのもそのためです。

◎ 憲法とは、そもそも公権力を縛るためにあるのです。* 2
憲法をわがものとし、公権力による憲法の恣意的運用に対して憲法を活かして闘うことが、権力に憲法を守らせ、国民主権を確立する鍵になるのです。

第三波にあたり休業補償を義務化させることは、大きな意義を持っているのです。

* 1 : 「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」には、「営業補償」が規定され、その解説書には典型的な営業権がこのように説明されています。

* 2 : 「立憲主義」とは、「憲法によって権力を縛り、法に基づいた政治を行なおう」とする考え方です。